

公 示 送 達 書

長崎市告示第618号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、公示送達する。

令和8年10月22日

長崎市長 鈴木史朗

[illegible]

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

介護保険料（年金特徴） 過誤納金還付（充当）通知書

氏名	過誤納番号
前田 光江	507170015994
前田 健二	507170015954
合 計	2

後期高齢者医療保険料（年金特徴） 過誤納金還付（充当）通知書

氏名	過誤納番号
前田 光江	507190004231
前田 健二	507190004066
合 計	2